

自分の給与を別の角度から見ると…

タイムカード導入にともない自分の1か月の勤務時間外労働時間を把握し、自分の1か月の時間外勤務手当を計算してみませんか。実際に、民間企業であれば支給されているはずの金額と実際の支給されている特殊勤務手当の額を比較して、給特法の下にいるわたしたち教職員がただ働きさせられている実態を把握しましょう。

労働基準法第37条で、勤務時間外に労働した場合の割増賃金率を次のように定めています。

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・ 残業手当)	法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、年360時間等)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき	50%以上
休日(休日手当)	法定休日に勤務させたとき	35%以上
深夜(深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

私たちの時給(1時間あたりの賃金)を計算しましょう。

時給 = 月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間

で計算します。この方法は、1年間の労働日数を調べなければならないので、次のような簡便法があります。

$$\text{時給} = \frac{\text{本俸} + \text{給料の調整額} + \text{教職調整額}}{21 \text{ (1か月の労働日数)} \times 7.75 \text{ (1日の労働時間)}}$$

※参考 ちなみの岩手県の最低賃金は、738円です。

したがって、労働基準法に則った時間外勤務手当は以下の計算式で求められます。

$$\begin{aligned} \text{1か月の時間外勤務手当の額} &= (\text{時給}) \times 1.25 \times (\text{平日の時間外勤務時間}) \\ &\quad + (\text{時給}) \times 1.35 \times (\text{休日の時間外勤務時間}) \end{aligned}$$

一方、わたしたち教員の場合、給特法により時間外勤務手当は支給されず、修学旅行や休日の部活動指導、対外業務運動競技引率業務等で勤務した場合にのみ、1日3.5時間以上勤務した場合3,600円、7.5時間以上勤務した場合5,100円しか支給されません。

$$\begin{aligned} \text{1か月で実際に支給されている額(特殊勤務手当の額)} \\ &= (1日3.5時間以上部活動指導業務等に従事した日数) \times 3,600 \\ &\quad + (1日7.5時間以上部活動指導業務等に従事した日数) \times 5,100 \end{aligned}$$

上の式を使って某月の実際の金額を比較すると…

Aさん(35歳:高校教諭、給料2級57号、本俸326,400円)の場合

- 平日の超勤時間 48時間
- 休日の超勤時間 32時間(休日に4日間の部活指導)

【上の式による超勤手当】 215,172円

【実際の支給】 33,456円

労働基準法上の超勤手当は、215,172円ですが、実際は教職調整額と特殊勤務手当の33,456円しか支給されていません。このように給特法には大きな問題があるため、超勤時間を把握するとともに給特法の廃止も含めた大きな見直しにとりくむ必要があります。